生活保護のしおり



さくしふくしじむしょ 佐久市福祉事務所

さくしゃくしょ ふくしか ほごかかり (佐久市役所 福祉課 保護係)

[目次]

| | ページ |
|----|---|
| 1 | 生活保護とは |
| 2 | ほご げんそく 保護の原則I |
| 3 | |
| 4 | 保護申請の手続きは6 |
| 5 | 「 保護を受けられる基準7 |
| 6 | 保護の種類8 |
| 7 | 生活保護を受ける方の権利 ···································· |
| 8 | #いかっぱ v v v v v v v v v v v v v v v v v v v |
| 9 | 保護費の返還 |
| 10 | 病院にかかるときは15 |
| П | 介護を受けるときは ·······17 |
| 12 | 減免されるもの |
| 13 | 保護費の支給日 |
| 14 | お問い合わせ・相談先 |

Ⅰ 生活保護とは

生活保護は、憲法第25条(生存権保障)に規定する理念に基づき、 生活に困っているすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて国の せきに対けなる。 責任で健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その世帯 の自立を助けることを目的とした制度です。

<u>生活保護の申請は国民の権利です。</u> 生活保護を必要とする可能性は どなたにもありますので、ためらわずにご相談ください。

2 保護の原則

しんせいほご げんそく

(1) 申請保護の原則

保護は本人、扶養義務者またはその他の同居の親族の申請により 開始されます。

(2) 基準・程度の原則、必要即応の原則

保護の金額は、国において決定された基準により決められ、年齢・世帯構成・所在地・健康状態などにより、それぞれに必要な保護を するこうかの適切に行います。

(3) 世帯単位の原則

保護は同居かつ生計を共にしている世帯を単位として行います。 また住民登録地で決定しているものではなく、生活の拠点で判断して行います。



3 保護を受けるには

生活保護は、次のような能力や資産、その他あらゆるものを活用してもなお生活に困っている場合、国で決めた基準を満たすことにより生活保護が適用されます。

ただし、暴力団員に対しては、保護の要件を満たさないものとして、 申請を却下するなど厳正に対応します。

(I) 能力の活用

働くことができる方は、その能力や状況に応じて就労し、その 収入を生活費にあててください。

(2) 資産の活用

土地・家屋、預貯金、生命保険、高価な貴金属、自動車など売却 かのうしさん が可能な資産は、原則として活用して生活費にあててください。

なお、資産を保有していても、生活保護を受けることは可能です。

※次のような場合で、それぞれ決められた条件 を満たせば資産の保有や使用が認められることもありますので、地区担当員 (ケースワーカー) にご相談ください。

(内線217・298・333)

●条件 を満たせば、保有や使用が認められる例

| じどうしゃ 自動車 | た つうきん つういん りょう 障がいのある方が、通勤・通院などに利用 しょうしゃ する自動車など |
|------------------------------------|---|
| | じどうしゃ と あっか じゅん 自動車の取り扱いに準じます |
| I 2 5 CC を超 | 125CC以下の場合、自立の助けになると |
| えるオートバイ | 認められる等の要件を満たすことで、原則 |
| | 保有が認められます |
| ********************** 生命保険 | か きん しょうがく かいやく へんれい きん 掛け金が少額であり、解約返戻金が |
| がくしほけん 学資保険 | 生じないか、生じても少額の場合など |

※その他の資産活用について

(3) 扶養義務者の援助の活用

扶養義務者からの援助は保護に優先しますが、保護の要件ではありませんので扶養義務者がいても保護を受けることができます。

扶養義務者の援助とは、金銭的な援助だけではなく、精神的援助 (日常の生活面での支援や通院や入院入所に係る支援など) も含まれます。

親子、兄弟姉妹などの親戚には、状況に応じ、できる限りの援助をお願いしてください。

なお、保護申請があったときや保護受給中においても定期的に ※はますぎむしゃ (両親・兄弟姉妹・子供・その他)の方々に対して、 接動の可否について訪問あるいは書面にて照会をいたします。

ただし、援助が期待できない方には照会を行わないこともありますので、地区担当員 (ケースワーカー) にご相談ください。

●扶養照 会を行わない例

- ・扶養義務者からの暴力や虐待を受けた場合など
- ・未成年者や、 概 ね70歳以上の方、無 収入の方で、金銭的・ せいしんてきえんじょ むずか ばあい 精神的援助が 難 しい場合など
- いちじる かんけい あっか かた ねんていどおんしんふっう かた *者しく関係が悪化している方(10年程度音信不通の方)など

※この他にも、扶養義務者との関係で事情のある方は、お申し出ください。丁寧に聞き取らせていただき、扶養義務履行が期待できない者に該当するか否か、検討させていただきます。

(4) 他法他施策の活用

ない。 など、他の法律や制度で受けられるものがあれば、 すべて受けてください。

たとえば、老齢年金、障害年金、児童手当、児童扶養手当、傷病であてきん。 しつぎょうきゅうふきん。 ろうさいほけんきゅうふ じりっしょんいりょう チ当金、失業給付金、労災保険給付、自立支援医療などです。

※ その他分からないことがありましたら、福祉事務所にご相談く ださい。

4 保護申請の手続きは

そう だん

生活に困り、生活保護について聞きたい場合は、まず福祉事務所にで相談ください。

申請

困っている状況をお聞きして、申請の意思のある方は、生活保護申 請書などを提出していただくとともに、申請に必要な書類も添付して いただきます。

調査

申請手続きが済みますと福祉事務所の地区担当員 (ケースワーカー) があなたのお宅を訪問して、生活状況等を調査します。また、生活保護法に基づく関係先 (銀行・生命保険等) 調査、病 状調査を行い、生活保護を受けるための要件が満たされているかを調査します。

※ 調査内容が他の人にもれることはありません。

けってい定

調査に基づき、結果を書面でお知らせします。生活保護が受けられる場合は「保護決定通知書」を、生活保護が受けられない場合には、「保護申請却下通知書」で通知します。

※ 保護が受けられるかどうかは、申請した日から | 4 日以内 (特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内) に通知します。

5 保護を受けられる基準

生活保護は、原則として世帯ごとに適用します。そして国が定めている最低生活費の額に比べて、世帯全体の収入が不足する場合に、その不足する分を生活保護費として支給します。

しゅうにゅう さいていせいかっひ うわまわ ばあい せいかっほ ご う 収入が最低生活費を上回る場合には、生活保護は受けられません。

まいていせいかっひ せたい にんずう ねんれい 最低生活費 (世帯の人数や年齢などによって決定されます。)

世帯の収入(就労収入、年金、手当など)

*** ママック まいかっひ 不足する生活費

せいかつほ ご ひ 生活保護費

(1) 最低生活費とは

国で定めた「生活費の基準」による | ケ月の生活費を最低生活費といいます。最低生活費は、世帯の人数や年齢及び必要な扶助により計算され、状況により、一例として次のような加算が算定されます。

- ・冬期加算 II月~4月 ・母子加算 ひとり親世帯など
- しょうがいしゃかさん しんたいしょうがいしゃてちょう きゅうがいとうしゃ ・ 障害者加算 身体障害者手帳 | 、2級該当者など
- じどうよういくかさん こうこうしゅうりょうまえ じどう よういく もの
 児童養育加算 高校修了前の児童を養育する者など

(2) 収入とは

収入とは、給与・年金・手当・仕送り(扶養義務者からの金銭的 支援を含む)など世帯に入ったすべてのものをいいます。

なお、働いた収入については、交通費や社会保険料などの経費のほか、一定額の控除を行う特別な取り扱いがあります。

6 保護の種類

生活保護には8種類の扶助があり、必要な扶助が国の定める基準により支給されます。

- (I) 生活扶助・・・・・食費、衣料費、電気・ガス・水道などの 日常生活に必要な費用

- (4) 医療扶助・・・・・公的医療保険の適用範囲内で必要な費用、

 がりょうふじょ

 (4) 医療扶助・・・・公的医療保険の適用範囲内で必要な費用、

 がね

 眼鏡・コルセット等の治療材料費
- (5) 介護扶助・・・・・介護サービスを受けるために必要な費用
- (6) 出産扶助・・・・出産に必要な費用
- (7) 生業扶助・・・・高等学校の就学費用、技能や技術を身につけたり、仕事につくために必要な費用
- (8) 葬祭扶助・・・・・葬祭に必要な費用



一時扶助

- (I)被服費 … 寝具、おむつ、被服など
- (2) 家具什器費 … 炊事用具、食器、冷暖房器具(例えばエアコンは、保護開始時に当該用品を所持していない等の条件により、対象になる場合があります。)など
- (3)移送費 … 通院や入退院時等の交通費 (医療機関の通院 通院や入退院時等の交通費 (医療機関の通院 しょうめいしょ いし いけんしょとう 証明書や医師の意見書等をもとに、必要最小 でん こうきょうこうつうきかんりょうだい 限の公共交通機関利用代やタクシー代が対象 になる場合があります。)など
- (4) その他 ・・・・ 退院後の住居先がない等やむを得ない転居の さい しききんとう しょうちゅうがっこうにゅうがくじゅんびきん 際の敷金等、小中学校入学準備金など

一時的に費用が必要となったが、日々のやりくりでは「難えない」 場合、毎月の保護費に加えて、臨時に支給される保護費です。

ただし、支給にあたり、内容や対象者には「一定の要件」があり、「支給額には上限」があります。

扶助の内容と併せて、必ず事前に担当ケースワーカーにご相談く ださい。

7 生活保護を受ける方の権利

生活保護を受ける方は、次のような権利が保障されています。

- (I) 生活保護の要件を満たせば、誰でも平等に受けることができます。
- (2) 正当な理由がなければ、決定した保護費を減らされたり、生活 保護を受けられなくなるなどの、不利益となる変更をされること はありません。
- (3) 保護費には、公的な税金が課せられることはありません。
- (4) すでに受けた保護費や、生活保護を受ける権利は差し押さえられることはありません。
 - ※ 生活保護の決定内容に不服があるときは、その決定を知った もの翌日から起算して、3ヶ月以内に県知事に対して、不服の申 し立て(審査請求)をすることができます。

8 生活保護を受ける方の義務

生活保護を受ける方には、守らなければならない次のような義務が あります。

(1) 生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

- (2) 自分の生活の維持向上と自立のため、できるかぎり努力しなければなりません。
- (3) 働ける方はその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう努めなければなりません。就労支援員が、仕事探しを支援します。
- (4) 病気やけがで働けない方は病院を受診し、医師の指示に従って治療に専念してください。
- (5) 生活費はむだづかいをせず、自分の生活に役立つよう目的にそって、計画的に使わなければなりません。また、住宅の家賃、公共料金、給食費や教材費などの学納金など、滞納にならないようにしてください。
- (6) 生活保護を受けているときは、借金をすることはできません。 また、借金の返済も認められません。
- (7) あなたの生活の維持・向上、その他生活保護の目的達成のために福祉事務所が指導・指示をしたときは守ってください。
 - 指導・指示は、あなたの自由を尊重したうえで、口頭または ボルレェ せいかつほご もくてきたっせい カロボ 生により、生活保護の目的達成のために行います。
 - 指導・指示は強制するものではありませんが、正当な理由がなく指導・指示を守っていただけないときは、やむを得ず生活保護の変更、停止、廃止をすることがあります。

(8) 生活状況に変化があったときは、保護費を調整する必要がありますので、必ず報告をしてください。(届け出の義務)

世帯状況に変化があったとき (例)

- ・住所が変わるとき。(転居などについては必ず事前に相談をしてください)
- ・就職や離職をしたとき。
- ・健康保険の資格を取得や喪失をしたとき。
- ・医療機関にかかるとき、かからなくなったとき。
- ・介護サービスを利用するとき、介護度やプランが変更になった とき。
- ・障害者手帳等を取得したとき、障害等級が変更になったとき。
- ・家を長期間留守にするとき。
- ・生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき。
- ・その他生活状況に変化があったとき。



収入があったとき (例)

- ・毎月の給与を受け取ったとき、また、賞与収入があったとき。
- ・年金や恩給、諸手当、雇用保険などの収入があったとき。
- ・生命保険の入院給付金や解約返戻金があったとき。
- ・交通事故の慰謝料、補償金などがあったとき。
- ・債務整理(個人の借金を整理すること)による過払金があっ たとき。
- ・不動産など資産の売却益があったとき。
- ・相続、養育費、仕送りなどの収入があったとき。
- ※ 上記は一部の例で、収入はあらゆる収入の申告が必要です。 しゅうにゅうしんこく てきせい おこな こうじょ しゅうにゅう にんてい と 収 入 申告を適正に 行 えば、次のような控除や、収 入 として認定しない取り ***が 扱いができることがあります。

| | しゅうろうしゅうにゅう たい こうじょ 就 労 収 入 に対する控除 |
|------------|---|
| ① 基礎控除 | はあい きゅうよそうがく おう いってい 就 労 収 入 がある場合、給与総額に応じて、一定の きんがく こうじょ 金額が控除されます。 |
| ② 未成年者控除 | みせいねんしゃ しゅうろう ばあい きょこうじょ ほか いってい 未成年者が就労した場合、基礎控除の他に一定のきんがく こうじょ 金額が控除されます。 |
| ③ その他の必要経費 | しゃかいほけんりょう しょとくぜい ひつょうけいひ こうじょ 社会保険料、所得税などの必要経費が控除されます。 |
| | こうこうせい しゅうにゅう |

こうこうせい しゅうにゅう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがくりょこうひ がくしゅう高校生のアルバイト 収 入 のうち、授 業 料 の不足分や修 学旅行費、学 習 ヒッタイビ だいがく サムもムがっこう にゅうがくきん そうきじりっ あ みと 塾 代、大学、専門学校の入 学金など早期自立に充てられると認められたもの は、収入として認定しない取りがいがあります。

※ その他、自立更生のために充てられると認められるものについても、 しゅうにゅう 収入として認定しない取り扱いができる場合がありますので、申告する ときに相談してください。

9 保護費の返還

(1) 資力がありながら保護を受けた場合の費用の返還

さし道った事情のため、資力があるにもかかわらず保護を受けた 場合には、すでに支給された生活保護費(医療費等も含む)をすみ やかに返還しなければなりません。例えば次のような場合です。

- ① 不動産 (土地、家屋) などが売れたとき。
- ② 生命保険などの保険金・解約返戻金等を受けとったとき。
- ③ 各種年金、手当をさかのぼって受けとったとき。
- ④ 交通事故などで示談金、損害賠償金等を受けとったとき。
- ⑤ 財産を相続したとき。

世別かつほごほう生活保護法

第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県文は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲でしたおいて保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

じりつじょちょう かんてん へんかんがく いちぶ 自立助長の観点から、返還額の一部または全額が免除されること があります。

(2) 不正受給の費用徴収

事実と違う申請をしたり、収入申告をしないなど、不正な方法で 生活保護を受けたときは、保護費を返還していただくほか、法律に より処罰されることがあります。

なお、福祉事務所では法第29条に基づく調査として、課税調査 (地方税等の課税状況等の調査)を年に「回実施しています。

せいかつほごほう生活保護法

第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、そのサポラの全部又は一部を、その者から徴収することができる。

第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法による。

IO 病院にかかるときは

(I) 病院にかかるときは、「医療券」が必要となります。医療券は 福祉事務所より交付します。

「医療券」を受け取りに来られないときは、 ※ ず地区担当賞に 連絡をしてください。

保護申請中の方は、「医療券」の発行はできませんので、病院の窓口で「生活保護申請中」であることを話してください。

- (2) 受診するときは、生活保護法で指定されている病院で受診してください。指定されてない病院で治療を受けたときは、医療費全額を自己負担で支払わなければならないことがありますので、事前に地区担当員に確認してください。
- (3) 同じ病気で2ケ所以上の病院をかかることは、原則として認められません。また、生活圏外(市外遠距離)の病院にかかるとは、事前に地区担当員に相談してください。

- (4) 柔道整復 (接骨院)・はり・灸・マッサージの治療を受けるときは、事前に地区担当員に相談してください。
- (5) メガネ・コルセットほか治療に要するものが必要なときにも、 購入前に地区担当員に相談してください。
- (6) 休日や夜間など福祉事務所が閉まっているときに、急流でで、 病院にかかるときは、福祉事務所から送付された一番新しい 「生活保護決定通知書」や「診療依頼書」などにより保護を受け ていることを病院の窓口で説明して受診してください。

なお、この場合は、必ず、すみやかに地区担当員に連絡して ください。

- (7) 社会保険証のある人は、そのまま社会保険を適用し、自己 資担分を福祉事務所にて支払います。そのため病院にかかるとき は事前に地区担当員に連絡してください。
- (8) 自立支援医療 (精神通院・更生医療・育成医療) を適用されている方、または適用になった場合は地区担当員にお知らせください。
- (9) 医師または歯科医師により後発医薬品(ジェネリック医薬品) の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されます。

|| 介護を受けるときは

(1) 介護保険に加入している方

次の方は、生活保護を受けていても「介護保険」に加入することになります。

- ① 65歳以上の方(介護保険の第1号被保険者)
- ② 社会保険に加入している40歳から64歳までの方(介護保険の第2号被保険者)

介護サービスを必要とする方には、「介護保険で利用者負担と なる部分」が生活保護から給付されます。

- ・介護サービスを受けるためには、「要介護認定」を受ける必要がありますので、市の介護保険窓口に相談してください。
- ・ケアプランを作成するときは、あらかじめ地区担当員に相談 してください。
- ・介護サービスを受ける前に、要介護認定の結果とケアプランの写しを福祉事務所に提出してください。
- (2) 介護保険に加入していない方

次の方は、生活保護を受けている間は、介護保険に加入できないことになります。

- ① 社会保険に加入していない40歳から64歳までの方 介護サービスを必要とする方には、「介護保険と同じサービス」が生活保護から給付されます。
- ・介護を受けたいとき、要介護認定を受けたいとき、ケアプランを作成するときは、事前に地区担当員に相談してください。

| 2 減免されるもの

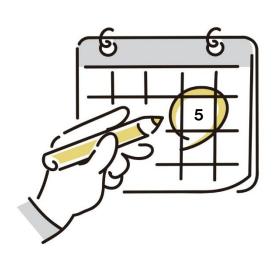
生活保護受給中は申請によって、減額または免除を受けることができます。詳しくは地区担当員にご相談ください。

国民年金の保険料、住民税、NHKの受信料、固定資産税、高校の はいうがくきんとう ほいくじょ ほいくりょう 入学金等、保育所の保育料 など

I 3 保護費の支給日

保護費の支給日は、毎月5日です。ただし、5日が土曜・日曜・祝日の場合はその直前の平日が支給日になります。

保護費は原則、本人名義の預金口座へ振込をしますので、事前に 「口座振替申出書」を地区担当員に提出してください。



I 4 お問い合わせ・相談先

(Ⅰ) 地区担当員(ケースワーカー)

地区担当員とは、生活保護を受給される世帯の方の困っていることへの解決や、日常生活の自立、社会生活の自立、経済的自立を 首指す上でどうしていけばよいのかを一緒に考え、手助けをする者です。何か困ったことがあったときは、ひとりで悩まずに、遠慮なく地区担当員にご相談ください。個人の秘密は固く守りますので 登心ください。

なお、地区担当員が生活状況の確認や、相談に応じるために 定期的にお住まいを訪問したときに、あなたが留守のときは、 地路票をおくことがあります。

(2) 民生児童委員

各地区には生活に困っているかたの見守りや相談にのってくれる民生児童委員がいます。福祉事務所と協力関係にありますので、お近くの民生児童委員にもぜひご相談ください。

| たんとう ちゃく たんとういん 担当する地区担当員(ケースワーカー)は | です。 |
|--|-----|
| ち 〈 みんせいじどういいん 地区の民生児童委員は | です。 |

〒385-8501 佐久市中込3056番地 佐久市福祉事務所(佐久市役所 福祉課 保護係)

てんゎぽんごう 電話番号:0267-62-2III(内線2I7・298・333)